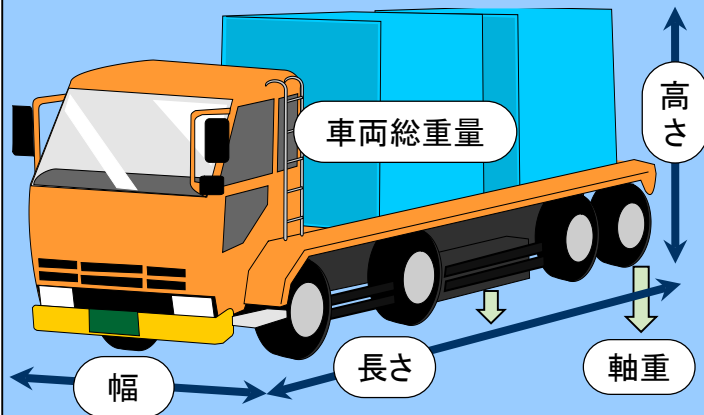


●下表の限度を「1つでも」超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要です

| | 道路の構造による限度(車両制限令等) |
|------------------|--|
| 長さ | 走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。 |
| 幅 | 積載状態で 2.5m |
| 高さ | 積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m) |
| 総重量 (車+乗員+荷物) | 積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t) |
| 軸重 | 積載状態で最大 10t |

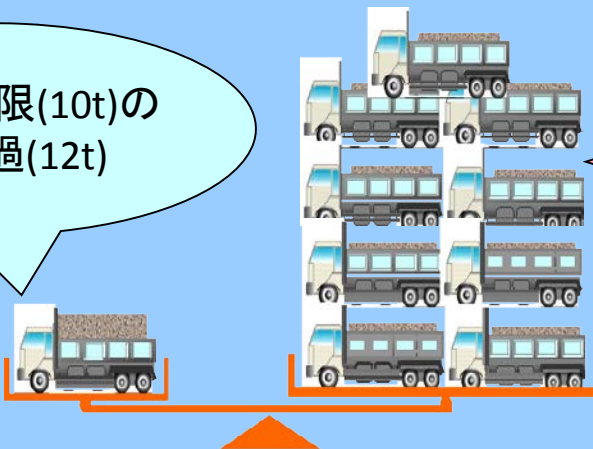


【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、**上表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。**

●重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

軸重が制限(10t)の
2割超過(12t)



橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台分以上!!!

●「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- 特殊車両を通行させようとする者（運送事業者、荷主等）が道路管理者（国、都道府県、市町村等）に申請しなければなりません。
- 道路管理者は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で一括して手続き（他の道路管理者との協議を含む。）を行っています。
- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
（※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。）
 - ▶インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご理解下さい】

- ・申請から許可まで、各道路管理者による確認のために**時間を要します。**
- ・重量物や長大物の輸送依頼の際は、**その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。**

【ご注意下さい】

- ・許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

➡許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。（道路法第102条第1号）